

第3 租税特別措置法関係通達（法人税編）関係

昭和50年2月14日付直法2-2「租税特別措置法関係通達（法人税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 目 次

改 正 後	改 正 前
<p>第1章 特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p>第42条の4（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の5～第48条（共通事項）関係</p> <p>第42条の5（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の6（中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の7（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の9（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の10（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の11（情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の12（教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第43条（特定設備等の特別償却）関係</p> <p>第1款 共通事項</p> <p>第2款 公害防止設備</p> <p>第3款 海洋運輸業等</p>	<p>第1章 特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p>第42条の4（試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の5～第48条（共通事項）関係</p> <p>第42条の5（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の6（中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の7（事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の9（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の10（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第42条の11（情報通信機器等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</p> <p>第43条（特定設備等の特別償却）関係</p> <p>第1款 共通事項</p> <p>第2款 公害防止設備</p> <p>第3款 海洋運輸業等</p>

第4款 航空機

第43条の2（関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却）関係

第43条の3（保全事業等資産の特別償却）関係

第44条（地震防災対策用資産の特別償却）関係

第44条の2（特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却）関係

第44条の3（開発研究用設備の特別償却）関係

第44条の4（事業革新設備の特別償却）関係

第44条の6（特定電気通信設備等の特別償却）関係

第44条の7（商業施設等の特別償却）関係

第44条の8（製造過程管理高度化設備等の特別償却）関係

第44条の9（再商品化設備等の特別償却）関係

第45条（特定地域における工業用機械等の特別償却）関係

第45条の2（医療用機器等の特別償却）関係

第46条（経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却）関係

第1款 収入金額基準及び資産価額基準

第2款 対象となる資産の範囲等

第46条の2（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等）関係

第46条の3（農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却）関係

第46条の4（漁業経営改善計画を実施する法人の漁船の割増償却）関係

第47条（優良賃貸住宅等の割増償却等）関係

第47条の2（特定再開発建築物等の割増償却）関係

第48条（倉庫用建物等の割増償却）関係

第52条（植林費の損金算入の特例）関係

第4款 航空機

第43条の2（関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却）関係

第43条の3（特定中核的民間施設等の特別償却）関係

第44条（地震防災対策用資産の特別償却）関係

第44条の2（特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却）関係

第44条の3（開発研究用設備の特別償却）関係

第44条の4（事業革新設備の特別償却）関係

第44条の6（特定電気通信設備等の特別償却）関係

第44条の7（商業施設等の特別償却）関係

第44条の8（製造過程管理高度化設備等の特別償却）関係

第44条の9（再商品化設備等の特別償却）関係

第45条（特定地域における工業用機械等の特別償却）関係

第45条の2（医療用機器等の特別償却）関係

第46条（経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増償却）関係

第1款 収入金額基準及び資産価額基準

第2款 対象となる資産の範囲等

第46条の2（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等）関係

第46条の3（農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却）関係

第46条の4（漁業経営改善計画を実施する法人の漁船の割増償却）関係

第47条（優良賃貸住宅等の割増償却等）関係

第47条の2（特定再開発建築物等の割増償却）関係

第48条（倉庫用建物等の割増償却）関係

第50条（植林費の損金算入の特例）関係

改 正 後	改 正 前
第 52 条の 3 (準備金方式による特別償却) 関係	<u>第 52 条 (鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却) 関係</u> 第 52 条の 3 (準備金方式による特別償却) 関係
第 2 章 準備金等	第 2 章 準備金等
第 55 条～第 57 条の 8 (共通事項) 関係	第 55 条～第 57 条の 8 (共通事項) 関係
第 55 条 (海外投資等損失準備金) 関係	第 55 条 (海外投資等損失準備金) 関係
第 55 条の 5 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係	第 55 条の 5 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係
第 55 条の 6 (特定災害防止準備金) 関係	第 55 条の 6 (特定災害防止準備金) 関係
<u>第 56 条 (新幹線鉄道大規模改修準備金) 関係</u>	<u>第 56 条 (特定都市鉄道整備準備金) 関係</u> <u>第 56 条の 2 (新幹線鉄道大規模改修準備金) 関係</u>
<u>第 56 条の 2 (ガス熱量変更準備金) 関係</u>	<u>第 56 条の 3 (ガス熱量変更準備金) 関係</u>
第 57 条 (電子計算機買戻損失準備金) 関係	第 57 条 (電子計算機買戻損失準備金) 関係
第 57 条の 3 (使用済燃料再処理準備金) 関係	<u>第 57 条の 2 (日本国際博覧会出展準備金) 関係</u> 第 57 条の 3 (使用済核燃料再処理準備金) 関係
第 57 条の 4 (原子力発電施設解体準備金) 関係	第 57 条の 4 (原子力発電施設解体準備金) 関係
第 57 条の 5 (保険会社等の異常危険準備金) 関係	第 57 条の 5 (保険会社等の異常危険準備金) 関係
第 57 条の 6 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係	第 57 条の 6 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係
第 57 条の 7 (関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金) 関係	第 57 条の 7 (関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金) 関係
第 57 条の 8 (特別修繕準備金) 関係	第 57 条の 8 (特別修繕準備金) 関係
第 57 条の 9 (中小企業等の貸倒引当金の特例) 関係	第 57 条の 9 (中小企業等の貸倒引当金の特例) 関係
第 3 章 削 除	第 3 章 削 除
第 4 章 鉱業所得の課税の特例	第 4 章 鉱業所得の課税の特例
第 58 条 (探鉱準備金又は海外探鉱準備金) 関係	第 58 条 (探鉱準備金又は海外探鉱準備金) 関係

第5章 沖縄の認定法人の課税の特例

第60条（沖縄の認定法人の所得の特別控除）関係

第6章 協同組合の課税の特例

第61条（漁業協同組合等の留保所得の特別控除）関係

第7章 農業生産法人の課税の特例

第61条の2（農用地利用集積準備金）関係

第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係

第8章 交際費等の課税の特例

第61条の4（交際費等の損金不算入）関係

第1款 交際費等の範囲

第2款 損金不算入額の計算

第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率

第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第3款 原価の額

第4款 直接又は間接に要した経費の額等

第5款 適用除外関係

第6款 その他

第63条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第5章 沖縄の認定法人の課税の特例

第60条（沖縄の認定法人の所得の特別控除）関係

第6章 協同組合の課税の特例

第61条（漁業協同組合等の留保所得の特別控除）関係

第7章 農業生産法人の課税の特例

第61条の2（農用地利用集積準備金）関係

第61条の3（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係

第8章 交際費等の課税の特例

第61条の4（交際費等の損金不算入）関係

第1款 交際費等の範囲

第2款 損金不算入額の計算

第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率

第62条の3（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第3款 原価の額

第4款 直接又は間接に要した経費の額等

第5款 適用除外関係

第6款 その他

第63条（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

改 正 後	改 正 前
<p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p>第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例</p> <p>第64条～第65条の14（共通事項）関係</p> <p>第64条～第65条の2（収用等の場合の課税の特例）関係</p> <p>第1款 収用等の範囲</p> <p>第2款 補償金の範囲等</p> <p>第3款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第4款 収用証明書等</p> <p>第65条の2（収用換地等の場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の3（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の4（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の5（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の7～第65条の9（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等</p> <p>第2款 事業の用に供したことの意義等</p> <p>第3款 圧縮限度額の計算等</p> <p>第4款 特別勘定</p> <p>第5款 その他</p>	<p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p>第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例</p> <p>第64条～第65条の14（共通事項）関係</p> <p>第64条～第65条の2（収用等の場合の課税の特例）関係</p> <p>第1款 収用等の範囲</p> <p>第2款 補償金の範囲等</p> <p>第3款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第4款 収用証明書等</p> <p>第65条の2（収用換地等の場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の3（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の4（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の5（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除）関係</p> <p>第65条の7～第65条の9（特定の資産の買換えの場合等の課税の特例）関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等</p> <p>第2款 事業の用に供したことの意義等</p> <p>第3款 圧縮限度額の計算等</p> <p>第4款 特別勘定</p> <p>第5款 その他</p>

第 65 条の 11 及び第 65 条の 12 (大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例) 関係

第 65 条の 13 及び第 65 条の 14 (認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例) 関係

第 65 条の 15 (承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例) 関係

第 11 章 国外関連者との取引に係る課税の特例

第 66 条の 4 (国外関連者との取引に係る課税の特例) 関係

第 1 款 特殊の関係

第 2 款 比較対象取引

第 3 款 独立企業間価格の算定

第 4 款 利益分割法の適用

第 5 款 取引単位営業利益法の適用

第 6 款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適用

第 7 款 申告調整等

第 8 款 国外移転所得金額の取扱い等

第 12 章 国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例

第 66 条の 5 (国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例) 関係

第 65 条の 11 及び第 65 条の 12 (大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例) 関係

第 65 条の 13 及び第 65 条の 14 (認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例) 関係

第 65 条の 15 (承継業務の事業計画の施行区域内にある土地等の交換の場合の課税の特例) 関係

第 11 章 現物出資の場合の課税の特例

第 66 条 (共同で現物出資をした場合の課税の特例) 関係

第 12 章 国外関連者との取引に係る課税の特例

第 66 条の 4 (国外関連者との取引に係る課税の特例) 関係

第 1 款 特殊の関係

第 2 款 比較対象取引

第 3 款 独立企業間価格の算定

第 4 款 利益分割法の適用

第 5 款 取引単位営業利益法の適用

第 6 款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適用

第 7 款 申告調整等

第 8 款 国外移転所得金額の取扱い等

第 13 章 国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例

第 66 条の 5 (国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>第 13 章 内国法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例</p> <p>第 66 条の 6～第 66 条の 9（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）関係</p> <p>第 66 条の 9 の 2～第 66 条の 9 の 5（内国法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例）関係</p> <p>第 14 章 その他の特例</p> <p>第 66 条の 10（鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例）関係</p> <p>第 66 条の 11（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）関係</p> <p>第 66 条の 12（欠損金の繰戻しによる還付の不適用）関係</p> <p>第 67 条（社会保険診療報酬の所得計算の特例）関係</p> <p>第 67 条の 4（転廃業助成金等に係る課税の特例）関係</p> <p>第 67 条の 5（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例）関係</p> <p>第 67 条の 8（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）関係</p> <p>第 67 条の 9 及び第 67 条の 10（株式交換又は株式移転に係る課税の特例）関係</p> <p>第 67 条の 12（組合事業に係る損失がある場合の課税の特例）関係</p> <p>第 68 条（特定の協同組合等の法人税率の特例）関係</p> <p>第 68 条の 2（中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用）関係</p> <p>第 68 条の 5（適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例）関係</p>	<p>第 14 章 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例</p> <p>第 66 条の 6～第 66 条の 9（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）関係</p> <p>第 15 章 その他の特例</p> <p>第 66 条の 10（鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例）関係</p> <p>第 66 条の 11（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）関係</p> <p>第 66 条の 12（欠損金の繰戻しによる還付の不適用）関係</p> <p>第 67 条（社会保険診療報酬の所得計算の特例）関係</p> <p>第 67 条の 4（転廃業助成金等に係る課税の特例）関係</p> <p>第 67 条の 5（特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例）関係</p> <p>第 67 条の 8（中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例）関係</p> <p>第 67 条の 9 及び第 67 条の 10（株式交換又は株式移転に係る課税の特例）関係</p> <p>第 68 条（特定の協同組合等の法人税率の特例）関係</p> <p>第 68 条の 2（中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用）関係</p> <p>第 68 条の 5（適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例）関係</p>

二 第 42 条の 5 ～ 第 48 条（共通事項）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（常時使用する従業員の範囲）</p> <p>42 の 5～48（共）－3 <u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで及び中小小売商業振興法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する「常時使用する従業員の数」の意義については、42 の 4－9 の取扱いを準用する。</u></p> <p>（適格合併等があった場合の特別償却等の適用）</p> <p>42 の 5～48（共）－4 <u>措置法第 42 条の 5 から第 42 条の 7 まで、第 42 条の 10 から第 42 条の 11 まで、第 43 条から第 44 条の 4 まで、第 44 条の 6 から第 45 条の 2 までの規定及び第 47 条から第 48 条までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第 52 条の 3 第 1 項の規定は、……………</u></p> <p>(注)1 …………… 2 ……………</p>	<p>（常時使用する従業員の範囲）</p> <p>42 の 5～48（共）－3 <u>中小企業経営革新支援法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで、中小小売商業振興法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び中小企業流通業務効率化促進法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する「常時使用する従業員の数」の意義については、42 の 4－9 の取扱いを準用する。</u></p> <p>（適格合併等があった場合の特別償却等の適用）</p> <p>42 の 5～48（共）－4 <u>措置法第 42 条の 5 から第 42 条の 7 まで、第 42 条の 10 から第 44 条の 4 まで、第 44 条の 6 から第 45 条の 2 までの規定及び第 47 条から第 48 条までの規定並びにこれらの規定に係る措置法第 52 条の 3 第 1 項の規定は、……………</u></p> <p>(注)1 …………… 2 ……………</p>

三 第 42 条の 5（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<p>（中小企業者であるかどうかの判定の時期）</p> <p>42 の 5－1 法人が、措置法第 42 条の 5 第 2 項に規定する「中小企業者」に該当する法人であるかどうかは、その取得し、又は製作した機械その他の減価償却資産を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</p>	<p>（中小企業者であるかどうかの判定の時期）</p> <p>42 の 5－1 法人が、措置法第 42 条の 5 第 2 項に規定する「中小企業者」に該当する法人であるかどうかは、その取得し、又は製作した機械その他の減価償却資産を<u>同条第 1 項かっこ書に規定する製造業、建設業その他政令で定める事業</u>の用に供した日の現況によって判定するものとする。</p>

四 第 42 条の 7 (事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(事業年度中途において特定中小企業者等に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>42 の 7-1措置法令第 27 条の 7 第 1 項又は第 11 項..... (注)</p> <p>(事業年度中途において大規模法人に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>42 の 7-4 (注)措置法令第 27 条の 7 第 1 項又は第 11 項.....</p> <p>(特定事業とその他の事業とに共通して使用される事業基盤強化設備)</p> <p>42 の 7-7 (注) 同項第 8 号.....</p>	<p>(事業年度中途において特定中小企業者等に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>42 の 7-1措置法令第 27 条の 7 第 1 項又は第 14 項..... (注)</p> <p>(事業年度中途において大規模法人に該当しなくなった場合の適用)</p> <p>42 の 7-4 (注)措置法令第 27 条の 7 第 1 項又は第 14 項.....</p> <p>(特定事業とその他の事業とに共通して使用される事業基盤強化設備)</p> <p>42 の 7-7 (注) 同項第 7 号ロ.....</p> <p><u>(総収入金額)</u></p> <p><u>42 の 7-10 法人の当該事業年度開始の日前 1 年以内に開始した各事業年度 (その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度) における試験研究費割合 (措置法令第 27 条の 7 第 9 項に定める割合をいう。以下 42 の 7-10 の 2 において同じ。) の計算の基礎となる同項に規定する総収入金額 (以下 42 の 7-10 の 2 において「総収入金額」という。) とは、同項に規定する試験研究費の額に充てるため他の者 (その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。) から支払を受ける金額及びこの通達において特別の定めのあるものを除き、当該事業年度において益金の額に算入されるべき収入金額 (固定資産又は有価証券の譲渡に係るもの及び合併又は分割による移転に係る</u></p>
(廃 止)	

ものを除く。)の合計額をいうものとする。

(廃止)

(内部取引による益金の額の総収入金額からの除外)

42の7-10の2 試験研究費割合を計算する場合において、準備金勘定又は引当金勘定の取崩しによる益金算入額、措置法第65条の7第4項又は第12項の規定による買換資産を事業の用に供しない場合等の益金算入額、法第48条等の規定による特別勘定の益金算入額及び令第188条第2項の規定による事業継続要件を満たさない場合等の益金算入額並びに資産の評価換えによる益金等の内部取引に関する益金の額は、総収入金額に算入しないものとする。

(廃止)

(固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額)

42の7-10の3 措置法令第27条の7第9項に規定する固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額には、次のものが含まれるものとする。

- (1) 法第50条第1項に規定する取得資産の価額(当該取得資産とともに取得した令第92条第2項第1号に規定する交換差金等の金額を含む。)
- (2) 措置法第64条第1項若しくは第65条第1項に規定する補償金若しくは清算金(収用等の対価に該当するものに限る。)の金額又は代替資産若しくは交換取得資産の価額
- (3) 措置法第65条の9の規定により、交換の日におけるその資産の価額に相当する金額をもって譲渡したものとみなされる同条第1項に規定する交換譲渡資産の価額
- (4) 借地権の譲渡対価の額
- (5) 令第138条第1項の規定に該当する場合における借地権の設定等に伴って収受する権利金等の金額
- (6) 措置法第66条第1項に規定する特定共同出資により取得した株式又は出資のうち、現物出資をした固定資産及び有価証券に係るものの取得の時にお

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(廃 止)</p> <p>(事業基盤強化設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p><u>42 の 7-10</u> ……………</p> <p>……………<u>42 の 7-10</u>……………</p> <p>(物品賃貸業の意義)</p> <p><u>42 の 7-11</u> ……………</p> <p>(特殊の減価償却資産の耐用年数)</p> <p><u>42 の 7-12</u> リース契約 (措置法令第 27 条の 7 第 10 項第 1 号に規定するリース契約をいう。以下 <u>42 の 7-14</u> までにおいて同じ。) に係る事業基盤強化設備</p>	<p style="text-align: center;"><u>る価額の合計額</u></p> <p><u>(注) 1</u> <u>法第 47 条第 1 項に規定する保険金等の金額は、固定資産の譲渡に係る収入金額に含まれない。</u></p> <p><u>2</u> <u>不動産売買業を営む法人の有する土地又は建物であっても、当該法人が使用し若しくは他に貸し付けているもの (販売の目的で所有しているもので一時的に使用し又は他に貸し付けているものを除く。) 又は当該法人が使用することを予定して長期間にわたり所有していることが明らかなものは、固定資産に該当する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(試験研究費の額の範囲)</u></p> <p><u>42 の 7-10 の 4</u> <u>措置法令第 27 条の 7 第 9 項に規定する試験研究費の額には、その試験研究費に充てるため他の者 (その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。) から支払を受ける金額は含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>(注)</u> <u>試験研究費の額の計算に当たっては、42 の 4-4 の取扱いは適用しない。</u></p> <p>(事業基盤強化設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</p> <p><u>42 の 7-11</u> ……………</p> <p>……………<u>42 の 7-11</u>……………</p> <p>(物品賃貸業の意義)</p> <p><u>42 の 7-12</u> ……………</p> <p>(特殊の減価償却資産の耐用年数)</p> <p><u>42 の 7-13</u> リース契約 (措置法令第 27 条の 7 第 13 項第 1 号に規定するリース契約をいう。以下 <u>42 の 7-15</u> までにおいて同じ。) に係る事業基盤強化設備</p>

<p>が、……………</p> <p>(リース費用の均等支払の判定)</p> <p><u>42の7-13</u> ……………</p> <p>……………<u>措置法令第27条の7第10項第3号</u>……………</p> <p>(リース費用に含まれない費用)</p> <p><u>42の7-14</u> <u>措置法令第27条の7第11項</u>……………</p> <p>(税額控除の適用を受けた法人の意義)</p> <p><u>42の7-15</u> ……………</p> <p>(中小企業者等が賃借をした特定機械等のリース税額控除等の取扱いの準用)</p> <p><u>42の7-16</u> ……………</p>	<p>が、……………</p> <p>(リース費用の均等支払の判定)</p> <p><u>42の7-14</u> ……………</p> <p>……………<u>措置法令第27条の7第13項第3号</u>……………</p> <p>(リース費用に含まれない費用)</p> <p><u>42の7-15</u> <u>措置法令第27条の7第14項</u>……………</p> <p>(税額控除の適用を受けた法人の意義)</p> <p><u>42の7-16</u> ……………</p> <p>(中小企業者等が賃借をした特定機械等のリース税額控除等の取扱いの準用)</p> <p><u>42の7-16の2</u> ……………</p>
--	--

五 第42条の12 (教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第42条の12 (教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係</u></p> <p><u>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</u></p> <p><u>42の12-1 措置法第42条の12第1項又は第2項の規定の適用上、同条第3項第2号に規定する教育訓練費(以下「教育訓練費」という。)の額から控除する「他の者(当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。)から支払を受ける金額」には、次に掲げる金額が含まれる。</u></p> <p><u>(1) 国等からその教育訓練費に充てるために交付を受けた補助金</u></p> <p><u>(2) 販売業者等である法人がその使用人の教育訓練費に充てるために当該法人</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

